

11

November

2023

Vol.613

あんしん Life

誌面P7

JAPAN HERITAGE
日本遺産
を巡る



「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」
の関連動画がご覧いただけます

※動画は予告なく終了する場合があります



平安時代開坑とされ、以来1973年(昭和48年)の閉山まで千余年にわたり銀、亜鉛、銅などを産出した生野鉱山。現在、坑道などが見学できる。(兵庫県朝来市)



「渋滞学」から考える

ビジネスの課題解決のヒント

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「アバターの活用がもたらす中小企業の未来」

大阪大学名誉教授・ロボット工学者 **石黒 浩**さん

社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

「財産権の承継は経営を支えるもう一つの柱」



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌

「渋滞学」から考える ビジネスの課題解決のヒント

監修 **にしなりかつひろ**
西成活裕氏



東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。山形大学、龍谷大学などを経て、東京大学大学院工学系研究科教授。専門は数理物理学で、さまざまな渋滞を分野横断的に研究する「渋滞学」を提唱し、著書『渋滞学』（新潮選書）は講談社科学出版賞などを受賞。

「すべて流れているものは渋滞する」という考えのもと、なぜ渋滞は起こるのかをデータと理論で示す「渋滞学」を立ち上げた西成活裕氏。渋滞学はさまざまな社会課題の解決にもつながるとして、ビジネスへの応用も提唱しています。最先端の科学の知見をもとに、中小企業の業務の流れをスムーズにするためのヒントをご紹介します。

渋滞の発生メカニズム

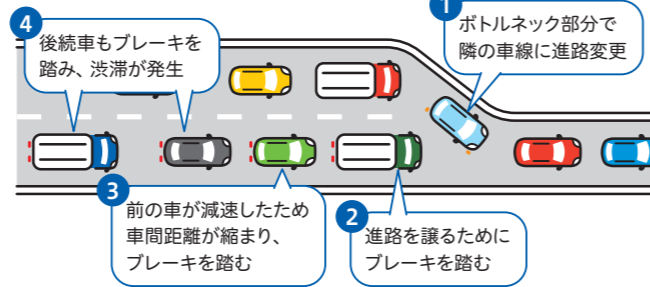
渋滞を科学的に検証すると…

流れのあるものに渋滞はつきものです。そして渋滞は、どの分野でも同じようなメカニズムで発生します。そこで、高速道路での交通渋滞を例に、その発生メカニズムを見ていきましょう。

「交通渋滞が起こる原因は、大きく2種類に分けられます。一つは**外的な原因**です。例えば、2車線の道路が1車線に合流する地点や、事故や工事などで車線が減っている場所などで発生するものです」（西成氏）。このような渋滞を「**ボトルネック型**（**図1**）」といい、高速道路での交通渋滞の約2〜3割を占めます。

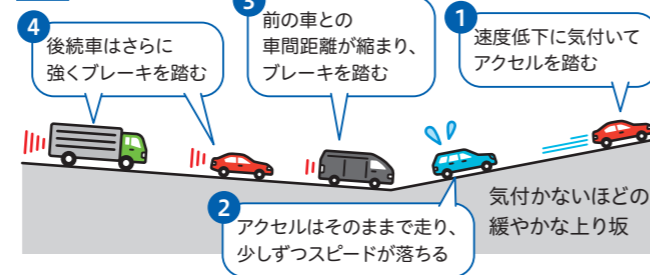
一方、ボトルネックがなくても渋滞が起こることも。「緩やかな上り坂では、自然に渋滞が起こりやすいのです。科学的に説明すると、1台の車が上り坂で知らずに減速してしまい、後ろの車がブレーキを踏み、さらに後ろの車も…とブレーキをどんどん強く踏んでいく連鎖が起きて、車間距離が詰まっていき、十数台後には完全に止まってしまいます」（西成氏）。こうした1台1台の車の動きという**内的要因**によって起こるのが「**自然渋滞**（**図2**）」で、高速道路での交通渋滞の約7〜8割を占めます。

図1 ボトルネック型渋滞



2車線の高速道路を快適に走っていた時、事故などで片側1車線が使えなくなると、そこを先頭に渋滞が発生する。

図2 自然渋滞



緩やかな上り坂に差しかったところで少しずつスピードが落ち、車間距離が詰まってきて、後続車がブレーキを踏み、という連鎖反応で渋滞が発生。

渋滞解消のカギは適度な「車間距離」

では、渋滞を解消するにはどんな方法があるのでしょうか。「ボトルネック型渋滞では、**ボトルネックの場所をなくす**。あるいは、**ボトルネックの交通容量に合わせて通行を制限し、交通流量を減らす**しかありません」と西成氏。

一方、自然渋滞は、「**上り坂で減速しない**こと。高速道路で『渋滞注意！ここは上り坂』などの看板が立っていることがあります。これは、上り坂であることを意識させ、アクセルを踏ませるといった作戦が、自然渋滞の解消に有効だからで

す。ちなみに、高速道路では、車間距離が40m以下になると、前の車の減速が後続車に連鎖して車間距離が詰まっていき、渋滞が発生します。つまり科学的には、走行中の車がすべて車間距離40m以下にならないようにすれば、渋滞は解消できます」と西成氏。

いずれにしても、**開けすぎず、詰めすぎず、適切な車間距離をとり、ゆとりのある運転をして流れをせき止めない**ことが、渋滞を起こさない方法といえます。

「渋滞学」の視点で自社の仕事をチェックしてみよう！

渋滞学はモノの「流れ」を科学する学問ですが、この考え方は仕事にも応用可能です。仕事も手順の「流れ」で成立しているため、**なかなか進まない仕事⇒流れの詰まり⇒渋滞**ととらえられ、その発生メカニズムは交通渋滞と共通する部分があります。仕事で渋滞を発生させないためのヒントをシーン別に見ていきましょう。

仕事の渋滞も「**流れ**」と「**適度な余裕**」を意識することで解消できます



ここがPOINT

個人の渋滞を解消

✓ 予定と予定の間に隙間はつくってありますか？

交通渋滞を起こさないためには、適度な車間距離を取る必要があります。仕事でも前のスケジュールがずれた時のために、予定と予定の間に30分ほど時間を空けておくのが理想です。

✓ 仕事は限界の7割程度の方でやっていますか？

限界いっぱい仕事をしているのは、ギリギリまで車間距離を詰めた状態と一緒に、いつ渋滞が起こってもおかしくありません。予想外の事態が起こっても対応できる余力を残しておきましょう。

✓ 事務作業を溜め込んでいませんか？

どうしても提出しなければならない、しかし工夫は必要ない書類作成などの雑務は、感情を入れず機械的に処理し、仕事の停滞を招かないようにしましょう。

ここがPOINT

チームの渋滞を解消

✓ 同僚や部下を否定せず、仕事を無理にやらせず、各人のモチベーションを高め仕事の流れをよくしていますか？

渋滞学の考え方では、他人を強制的に動かすのではなく、自発的に動いてもらうほうが効率が上がります。従業員が上司や同僚に不満を持ち、「無理強いされている」と感じながら嫌々仕事をしていれば、各人のモチベーションは下がり、チーム全体の仕事の流れも滞っていきます。

✓ 同僚や部下とよく会話していますか？命令のかたちではないコミュニケーションがとれていますか？

「いい流れ」ができれば、個人のみならず、組織にもいい影響をもたらすというのが渋滞学の考え方です。「ほめて、乗せて、伸ばす」ことが各人のやる気を引き出し、業務がスムーズに流れて成果につながります。ただし、普段からよく話をする関係でなければ、ほめる言葉も届きません。また、一方的な命令は反発を招き、仕事の流れを止めてしまいます。

✓ 業務予定表は、大きい字で書いて貼り出していますか？

交通渋滞と同様に、仕事においても、いまの流れの全体像が見えないと不安になります。業務予定表は、データで管理するだけではなく、大きい字で貼り出すなどして「見える化」することで、社内で業務の流れを共有することができ、業務の効率アップと仕事の渋滞解消につながります。

ここがPOINT

組織の渋滞を解消

✓ 在庫が溜まらないように、必要な時に必要な分だけ商品を製造していますか？

在庫が溜まっている状態は、商品が流れていない、つまり渋滞しているということです。必要なものを、必要な時に、必要なだけ作り、余分なものを持たない「トヨタ生産方式」（5ページ参照）は、業務の無駄をなくし、効率化するうえで、基本となる考え方です。

✓ 会社全体の改革を行う時に「ボトムアップ型」を意識していますか？

新たに道路をつくったり、車線を増やしたりして渋滞を解消するのではなく、各人の運転の工夫によって交通渋滞を解消するのが渋滞学の考え方です。仕事の現場も、各人の行動から改革していきましょう。

✓ 他人や他社の利益も尊重していますか？

ボトルネック型渋滞では、それぞれの車線の車が譲り合うことで渋滞が緩和されます。同様に、ライバル会社とも協力関係を築くことが業界全体の発展、ひいては自社の利益につながります。

✓ 社会の問題を解決する事業をしていますか？

社会問題（＝社会的な「渋滞」）への取り組みは、直接、利益に結びつくものではありませんが、巡り巡って自社に恩恵を与えてくれることとなります。

中小企業の「渋滞学」活用事例

渋滞学の理論をビジネスに応用するイメージをつかんでいただいたところで、少し視野を広げて、実際に渋滞学の視点をビジネスに取り入れて成功した事例とそのポイントを見てみましょう。

生産力不足を他社に依頼し、相互の利益を確保

事例1 製造業社Aでは人気商品を開発したが、需要に生産が追いつかず、設備をフル稼働しなければならない(渋滞)状況となった。

「渋滞学」を取り入れる!

この際、商品の人気は一時的なブームであると予測。工場の増設など生産強化を図るのではなく、ライバル会社に不足分の生産を依頼した。

- 過剰な設備投資を控えた長期的な見通しが当たり、事業の持続化につながった。
- ライバル会社への商品発注により、自社の生産量は減ったものの利益は確保。
- ライバル会社に感謝され、協力し合える関係になった。



ここがPOINT

他社との競争ばかりでなく、協調関係を築くことも大切です。車の合流でも、お互い譲り合ったほうが流れがスムーズになり、結局、皆が早く抜けられます。企業でもうまく競争と協調の線引きをし、利益の源泉である競争部分はクローズにし、それ以外はオープン戦略でさまざまな人と手を組むのがよいと思います。困った時はお互いさまであり、また他社との協働によって自社だけでは考えつかなかった思わぬ展開が待っているかもしれません。自利利他の精神が渋滞を解消します。



事例2 運輸業社Bは配送業務量が限界に達し(渋滞)、新規の受注を受けることができなくなった。

「渋滞学」を取り入れる!

輸送リソースの増強に迫られたが、即時の設備投資による対応は難しいため、同業者X社に呼びかけ共同配送の体制を築いた。

- 新規の受注を断ることなく、利益を確保することができた。
- 他社と協力関係を築くことで、同業種での共存共栄を図れた。

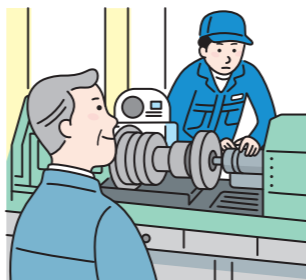
機械の稼働率を下げ、トータルの生産力をUP

事例3 製造業者Cでは、設備をフル稼働で操業していたが、故障が頻発し(渋滞)、その間の生産力が下がる課題があった。

「渋滞学」を取り入れる!

工場設備をあえてフル稼働させず、約70%の稼働率にするようにした。

- 工場設備の洗浄、メンテナンスの時間を増やすことによって、故障の確率が低下。年間トータルでの生産力が上がった。
- 機械故障による操業停止などがほとんど起こらなくなったほか、イレギュラーな事態が起こっても対応する余裕ができた。



ここがPOINT

腹八分目が長生きの秘訣といわれますが、車間も適度に空けておいたほうが、将来渋滞になりやすいといえます。これは企業も同じではないでしょうか。実際に稼働率を少し下げて操業していた企業が、他社が忙しくて受けられなかった仕事を受注でき、それが新たな仕事の展開につながって大きな利益を得た事例もあります。



column

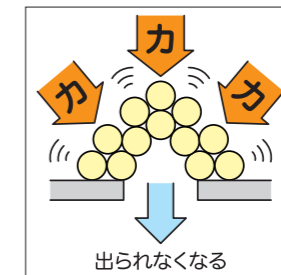
こんなところにも「渋滞学」

渋滞学の理論は、「流れが滞るところ」であればあらゆる場面で応用できます。

出口から皆が一斉に出ようとすると詰まってしまって誰も出られなくなる

満員電車のドアが開いて皆が一斉に出ようとすると、お互いの肩がドアを囲むようにアーチ状になり、出口が詰まって出られなくなるアーチアクション(図A)という「渋滞」状態が発生します。このアーチは、力学的にドアの方向への力に対しては極めて安定しており崩れにくい、という性質があります。この性質を逆手にとって利用しているのがアーチ状の石橋(右写真)です。アーチアクションの形成には、「人より先に出たい」という競争の心理が働いています。ボトルネック型渋滞と同じく、解消には協調と譲り合いの精神が必要になります。部屋からの退出実験では、出口の幅が人間の肩幅ほどの70cmより狭くなると、競争するより、譲り合ったほうが早く出られることがわかっています。また、出口付近にわざと障害物を置くと、人同士の衝突が減り、アーチアクションが形成されにくくなることから、結果的に皆が譲歩し合うことになり、退出時間が短くなるという実験結果(図B)もあります。

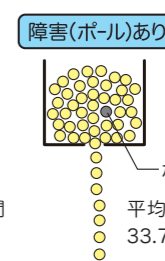
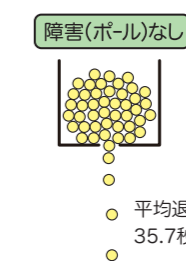
図A アーチアクション



出られなくなる
出口を囲むようにアーチが形成され、誰も出られなくなる。

アーチ状に積み上げた石は上からの力に強くなるため、頑丈な橋ができる。

図B 部屋からの退出実験



出口付近に障害物を置くと、互いに譲り合い、渋滞解消につながる。

流れるように停滞なく生産し 在庫の渋滞をなくす「トヨタ生産方式」

「トヨタ生産方式」は、1939年にトヨタ自動車が発見し、いまも多くの企業が導入する生産管理システムです。生産現場の無駄を徹底的に排除し、「必要なものを、必要な時に、必要なだけ」つくり、余分なものを持たない、つくりなことを基本としており、「在庫削減」と「リードタイム(受注から材料を調達し、製造・販売するまでの総時間)の短縮」をその根幹としています。つまり、在庫を抱えず、ものが常に流れている状態をつくるというわけです。渋滞学でも、無駄な在庫=商品の渋滞ととらえるため、その考え方は共通するものがあります。

トヨタ生産方式では、在庫を抱えず、ニーズに応じて迅速かつ安定的に商品を提供するために、リードタイムの短縮を極限まで追求しています。その対策として、製造工程の上流から下流のどこがボトルネックになっているかをきちんと把握し、ボトルネック部分に合わせたペースで製造を進めることで、製造工程での中間在庫を削減し、常にものが流れている状態をつくりました。これは、渋滞学のボトルネックの交通容量に合わせて交通流量を減らすことで渋滞を防ぐという理論と同じ考え方といえます。



「急がば回れ」の精神が渋滞を解消する 余裕を持った行動、判断が業界全体の発展を導く

高速道路での渋滞は、「少しでも早く移動したい」という余裕のない気持ちから起こるといえますが、渋滞の研究を通じて、「急がば回れ」「急いでとはことを仕損じる」ということわざが科学的にも正しいことがわかってきました。目先の利益よりも、長期的視野で物事を判断し、行動することが、結果的に全体の流れをよくし、自らの利益にもなります。私は渋滞学の視点から、これまでに100社を超える企業の経営コンサルティングを行ってきましたが、企業経営においても、譲り合いの精神と長期的な視野を持つことが大事であると痛感しています。例えば、4ページのような事例は、短期的には損しているように思えても、長期的に

は業界全体の利益の最大化につながり、事業の持続化を図ることができます。

企業にとって、一番大事なものは持続性です。短期的な利益と持続性の優先順位を間違えれば、重大な経営判断ミスをおくことになりかねません。中小企業経営者の方の中には、無理に仕事を詰め込まない、短期的な利益に飛びつかない、といった判断が絶妙な方がいらっしゃいます。株主や顧客から短期的な利益や成果を求められがちな大企業と比べて、オーナー企業の多い中小企業は、10年以上の長いスパンで経営計画が立てやすいのは強みといえるでしょう。ぜひ渋滞学を企業経営に役立ててほしいです。

CONTENTS

2 FOCUS

「渋滞学」から考える
ビジネスの課題解決のヒント

7 日本遺産を巡る

第29回 播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道
～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～



10 社長の思いをつなげて成長
中小企業の事業承継

Vol.7 「財産権の承継は経営を支えるもう一つの柱」

12 各界のスペシャリストに学ぶ
経営のヒント

Vol.28 「アバターの活用がもたらす中小企業の未来」
大阪大学名誉教授・ロボット工学者 石黒 浩さん



16 こだわりの逸品

Vol.4 財布

17 健康資産を増やしましょう

Vol.25 正しいうがいと感染症予防

18 あんしん財団サービス内容

19 ●事業総合傷害保険(特定保険業)

- ・補償の内容
- ・ご契約についての注意事項
- ・保険金をお支払いできる例とできない例
- ・保険金請求の流れ
- ・保険金請求の利便性向上に向けた取組み

24 ●災害防止(お客様サービス事業)

- ・職場の環境改善のための補助金制度
- ・職場の環境改善のための補助金 申請の流れ
- ・その他安全衛生のための活動

26 ●福利厚生(お客様サービス事業)

- ・あんしん財団WELBOX
- ・各種補助金制度
- ・その他サービス
- ・福利厚生(お客様サービス事業)の変更事項について
- ・使用者賠償責任保険制度

31 ●保険契約者(会員)資格について

- ご加入にあたっての注意
- 会費について
- 被保険者(加入者)資格について
- お申込みからご加入までの流れ
- 会費の経理処理について

広報誌を動画と音声で
お楽しみください

「日本遺産を巡る」
「各界のスペシャリストに学ぶ
経営のヒント」の誌面の中にある
下記のマークの二次元コードを
スマートフォン等で
読み込んでください



記事に関する動画を
ご覧いただけます



記事をAIが読み上げます

※ご利用のスマートフォンやタブレットの機
種によっては二次元コードを読み取るア
プリをダウンロードする必要があります。
※ご利用のスマートフォンやタブレットの機
種、設定環境によってはご利用いただけ
ない場合があります。
※動画・音声は予告なく終了する場合が
あります。



広報誌
『あんしんLife』は
あんしん財団
ホームページでも
ご覧いただけます。

[内容に関するお断りとお知らせ]
本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・
連絡先・料金・営業時間・URLや二次元コードの
リンク先などは、予告なく変更されたりご利用でき
なくなる場合があります。また、情報は細心の注
意を払って掲載していますが、その記事および内
容の正確性を保証するものではありません。どの
ような場合・理由によらず、本誌の情報を利用し
たために被った損害に対しては、当法人はいつさ
いの責任を負いません。料金(価格)、所要時間な
ども目安としてご提供いたしますようお願い申し
上げます。また、本誌に掲載されている記事、
写真、イラストなどは著作権法で認められた私
人的な使用や引用を除いて、ほかの印刷物や電子
的なメディアに複製、転載することはできません。
本文中の商標および製品・サービス名称は各社
の商標または登録商標です。本文中では、TM、
®マークなどは明記していません。

Information | インフォメーション

組織変更・名称変更のお知らせ(2023年10月1日より)

あんしん財団北東京支局および南東京支局は組織変更により統合し、東京支局となりました。
また、南東京支局八王子支所は名称変更し、東京支局八王子支所となりました。

■東京支局

所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR 新宿ミライナタワー21F
※所在地はこれまでと変更ありません

■東京支局八王子支所

所在地 〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル3F
※所在地はこれまでと変更ありません

お問合せは下記番号へご連絡ください。

通話料 0120-311-816 (受付時間 9:00~17:30/土・日・祝日および年末年始除く)
無料 最寄りの支局につながります 電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

第29回

播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道
～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～

所在自治体 兵庫県姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市、養父市
構成文化財数 16



日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。
今回は、兵庫県姫路市の飾磨港(現在の姫路港)から生野、中瀬に連なる播但地域に広がる鉱山群の歴史と、
日本を鉱山資源大国たらしめた「銀の馬車道・鉱石の道」をご紹介します。



金、銀、銅。
日本の経済と歴史を動かした
但馬の鉱山群

2 神子畑選鉱場跡

かつては銀が多く採掘された神子畑鉱山として機能していたが、1919年(大正8年)、明延鉱山から運び込まれる鉱石を選別する施設となった。現在は選鉱場の土台だったコンクリートの跡や設備の一部が残る。



記事はAIが読み上げます。
※音声は予告なく終了する場合があります。

但馬は全国有数の鉱山エリア

金、銀といえば希少な資源の代表格ですが、かつて日本はその一大産地であり、特に江戸時代前半の銀の産出量は世界の約3分の1を占めるほどでした。日本の鉱山では、佐渡金山(新潟県)、石見銀山(島根県)、吉岡銅山(岡山県)、別子銅山(愛媛県)などが有名ですが、兵庫県北部の但馬地域には特に多くの鉱山が点在し、奈良時代から日本の発展に大きく貢献しました。

但馬地域の代表的な鉱山として、平安時代の807年(大同2年)に開坑したといわれ、1,200年の歴史を誇る日本

有数の銀山・生野鉱山、産出した銅が奈良の大仏(752年建立)鑄造に献上されたと伝わり、後に日本一のスズ鉱山として栄えた明延鉱山、また日本一大きな自然金が出る鉱山として有名になり、後には日本一多くのアンチモン^{なかせ}を産出した中瀬鉱山などがあります。1568年(永禄11年)に、ポルトガル人の地図製作者ドラードが作った『日本図』では、当時の但馬国には「銀金山群王国」と記されており、ヨーロッパから見ると、日本は金銀にあふれた黄金の国と認識されていたことがわかります。

※触媒や顔料、減摩材、ガラス清浄剤などに使用される。

長きにわたり時の権力者、政府を引きつけた 日本屈指の鉱山群

天下人の財源だった但馬の金や銀

戦国時代、数ある鉱山の中でも、但馬の金と銀は権力者たちにとっての御金蔵でした。生野に伝わる『銀山旧記』によると、1542年(天文11年)に生野に銀脈が発見されたことを契機に、但馬守護の山名祐豊が採掘を始めたと記されています。その頃すでに島根県の石見銀山では、貴金属が鉛と結びつきやすいという性質を利用した製錬技術「灰吹法」が大陸から伝来し、銀の生産量が飛躍的に増大していたこともあり、それ以降、但馬の鉱山を押さえるべく、大名たちの競争が始まりました。

1569年(永禄12年)には織田信長が木下(豊臣)秀吉に

命じて生野銀山を制圧。天下取りを目指す信長にとって生野銀山は、資金調達のために大変重要な場所だったのです。その後天下統一を果たした秀吉は、農業以外の商・工・漁業や鉱業にも、収益に対して一定の税率で税金(運上)を課しました。中でも、金山や銀山からの運上は財政基盤をなす貴重なものでした。当時、全国の銀山から納められた運上のうち、但馬国が全国1位で、銀の納品量は全国の8割以上を占めたほどでした。その後、江戸幕府を開いた徳川家康はそれらの鉱山を直轄地とし、奉行所を置いて生野の銀山開発に注力しました。

日本の経済と歴史を支えた4つの鉱山

生野鉱山

戦国の英傑、信長・秀吉・家康の直轄地に

平安時代に開坑したとされる、1,200年の歴史を持つ鉱山。織田信長・豊臣秀吉・徳川家康が直接支配し、明治には日本初の官営鉱山となる。総延長は350km、地下880mの深さに達する。1973年(昭和48年)閉山したが、明治期の製錬工場が現役で稼働している。

1 生野鉱山関連遺構(生野鉱山及び鉱山町の文化的景観)

現在



いまま生野で作られた赤瓦などをういた建物が残る。右の写真は明治初期の生野鉱山本部。

明治初期



(写真提供: 朝来市教育委員会)

明延鉱山

日本一のスズ鉱山として一時代を築く

奈良・東大寺の大仏鑄造の際に銅が使用されたという言い伝えが残る。1909年(明治42年)にスズが発見され、日本一のスズ鉱山として栄えた。坑道の総延長は550km、最下層は海拔下138mにまで達しており、1987年(昭和62年)の閉山まで国内の90%以上のスズを産出していた。

3 明延鉱山関連遺構・明延鉱山町

現在



いまま坑道跡が残る。右の写真は明神電車のスタート地点だった明延鉱山大仙粗砕場。

昭和62年



(写真提供: 養父市)

神子畑鉱山

かつて東洋一の生産高を誇った巨大な機械選鉱場

神子畑鉱山は平安時代頃から採掘が始められ、金・銀・銅・鉛・スズなどを産出。明延鉱山でスズが発見されたことにより、1919年(大正8年)、山の斜面に建設された東洋一の生産高を誇る巨大な「機械選鉱場」として生まれ変わった。この選鉱場は明延鉱山の閉山とともに閉鎖された。

2 神子畑選鉱場跡

現在



もとは鉱山だった場所に建設された選鉱場。24時間稼働していたことから「不夜城」と呼ばれた。

昭和時代



(写真提供: 朝来市教育委員会)

中瀬鉱山

金・銀・アンチモンを産出する唯一無二の鉱山

中瀬鉱山は安土桃山時代に採掘が始まった西日本最大の金山。中心となった石間歩坑道からは地下270mに達し、昭和時代には日本一多くのアンチモンを産出して優秀な製錬技術を開発。1969年(昭和44年)の閉山後も輸入材料から国内生産の約80%のアンチモンを製錬している。

5 中瀬鉱山関連遺構・中瀬鉱山町

現在



明治時代に生野鉱山とともに官営化された。いまま当時の面影を残す。

昭和初期



飾磨港から但馬の鉱山を結ぶ全長73kmの道

明治期には、鉱物の他、鉱工業にかかる資材や生活物資を運ぶ馬車が盛んに行き交いました。



鉱石の道(1885年開通) 24km

明治維新後に官営鉱山となり、日本の近代化を牽引していった生野鉱山、神子畑鉱山、明延鉱山、中瀬鉱山。これらの鉱山を結んで鉱石を運ぶ専用の道路。

銀の馬車道(1876年開通) 49km

明治初期、当時のヨーロッパの最新の技術を用いて建設された、飾磨港と生野鉱山を結ぶ馬車専用道路。砕いた石を敷き詰めて締め固め、耐久性を高めた。



近代化の道を切り拓いた銀の馬車道の歴史をご覧ください。動画は予告なく終了する場合があります。

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する文化財一覧

- 生野鉱山寮馬車道跡
- 飾磨津物揚場跡
- 馬車道修築碑
- 辻川町
- 三木家住宅
- 屋形町
- 中村・粟賀町歴史的景観形成地区
- 竹内家住宅
- 生野鉱山関連遺構(生野鉱山及び鉱山町の文化的景観) 1
- 生野鉱山町(生野鉱山及び鉱山町の文化的景観)
- 神子畑選鉱場跡
- 神子畑選鉱場跡 2
- 旧神子畑鉱山事務舎(ムセ旧居)
- 明延鉱山関連遺構・明延鉱山町 3
- 明延鉱山明神電車 4
- 中瀬鉱山関連遺構・中瀬鉱山町 5

※2023年9月13日時点の構成文化財。番号が付いている文化財は、本誌に写真付きの説明があります。※上記のすべての文化財の詳細は、右の二次元コードよりご覧いただけます。

取材協力・写真提供/日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会
動画協力/鉱石の道推進協議会、CAMEL株式会社、銀の馬車道ネットワーク協議会

日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史のストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/

明治時代には大規模な近代化鉱山に

時代は移り、1868年(明治元年)、政府は生野鉱山を日本初の官営鉱山に指定し、フランスから鉱山技師を招いて西洋の鉱山技術を導入した近代化鉱山を建設。1872年(明治5年)には神子畑、明延、中瀬鉱山も官営にしました。特に生野鉱山は、機械式製錬技術の導入や鉱業用送水路・ダム建設など、日本の鉱山開発の先陣を切りました。

そして、1876年(明治9年)、採掘した鉱石を効率よく運ぶため、生野鉱山と飾磨港(現在の姫路港)間の49kmを結ぶ、日本初の馬車専用的高速産業道路「銀の馬車道」を建設。その後さらに、生野鉱山から中瀬鉱山間の24kmをつなぐ「鉱石の道」にも着工し、1885年(明治18年)に開通しました。こうして銀の馬車道と鉱石の道を合わせた全長73kmの道は、生産から輸送・物流までをノンストップでつなぐ「海と山を結ぶ鉱業コンビナート」として機能しました。しかし時代が進むにつれ、より効率的な輸送手段である鉄道へとその役割を譲ります。現在、馬車道の跡は県道や国道の一部となり、鉱山遺跡とともに先人の革新の気質を私たちに伝えていています。



昭和初期の銀の馬車道(姫路市豊富町付近)。ルートは平坦で最短になるよう建設された。「開墾の終わった西光寺野」出典:『西光寺野普通水利組合耕地整理組合事業』

もう一つのストーリー

鉱石も人も運んだ「一元電車」

馬車よりさらに効率よく鉱石を運ぶため、1929年(昭和4年)から明神電車による輸送が始まりました。明延鉱山から神子畑選鉱場までの約6kmで、1945年(昭和20年)ごろには従業員や町の人を運ぶ客車の運行も始まり、その乗車賃が1円だったことから「一元電車」と呼ばれました。1985年(昭和60年)に明延鉱山合理化のため運行は終了しましたが、2010年(平成22年)には体験乗車用の軌道を敷設。距離は70mと短いものの、訪れた観光客を楽しませています。



4 明延鉱山明神電車

「くろがね号」(上写真)は、1985年まで実際に使われた。



10回の連載でご紹介します

4月号

Vol.1
なぜ、いま「事業承継」が問題となっているのか

5月号

Vol.2
「経営権の承継」で経営理念や思いを引き継ぐ

6月号

Vol.3
後継者を育てることも現経営者の重要な仕事の一つ

7・8月合併号

Vol.4
事業承継選択肢のどれを選ぶか/事例紹介

9月号

Vol.5
事業承継の10年計画スケジュール

10月号

Vol.6
【事例紹介】第三者承継

11月号

Vol.7
財産権の承継は経営を支えるもう一つの柱

12月号

Vol.8
現社長が高齢の場合の財産権承継

2月号

Vol.9
現社長が65歳未満の場合の財産権承継

3月号

Vol.10
事業承継で伝えておきたいこと

※内容は変更になる場合があります。

バックナンバーは「あんしんLife」のWEB版からご覧いただけます



閲覧にはユーザー名とパスワードが必要です

ユーザー名

パスワード

監修 古田土満氏



税理士・公認会計士。税理士法人古田土満代表社員。株式会社古田土満代表取締役会長。3,700社の中小企業経営者に経営指導をする税理士法人古田土満を一代で築く。工夫を重ねた「古田土満式月次決算書」は経営者をはじめ、金融機関からも好評。「日経トップリーダー」誌にて4年以上にわたり連載。

税理士法人古田土満を一代で築く。工夫を重ねた「古田土満式月次決算書」は経営者をはじめ、金融機関からも好評。「日経トップリーダー」誌にて4年以上にわたり連載。

Vol.7 財産権の承継は経営を支えるもう一つの柱

今号からは3回にわたって、経営権と並ぶ事業承継のもう一つの柱である財産権の承継について紹介していきます。今号は入り口として財産権を承継するには、どのような方法があるのか全体像を把握するとともに、会社の置かれた状況別に主な対策をご紹介します。

■会社ごとに異なる財産権の承継方法。どのタイプに当てはまるかを確認

事業承継で引き継ぐ「財産権」とは、会社にかかわる人・モノ・金のすべてが該当しますが、会社の財産は株式を所有している人に集中するため、今後は株式の引き継ぎを中心に説明していきます。

株式の引き継ぎとなると、まず節税対策を考えがちですが、考慮すべきことはそれだけではありません。現社長の承継後の生活を考えると、なるべく高く株式を売ることが望ましいですが、後継者の金銭的負担や、承継後の会社の運転資金などを考えれば、高額になりすぎるのは避けたいところで、適価を見極める必要があります。事業承継で最も重視すべきは、会社の永続性を確保することです。経営権はもちろん、財産権の承継にあたっては会社の永続的な発展につながるものが必要があり

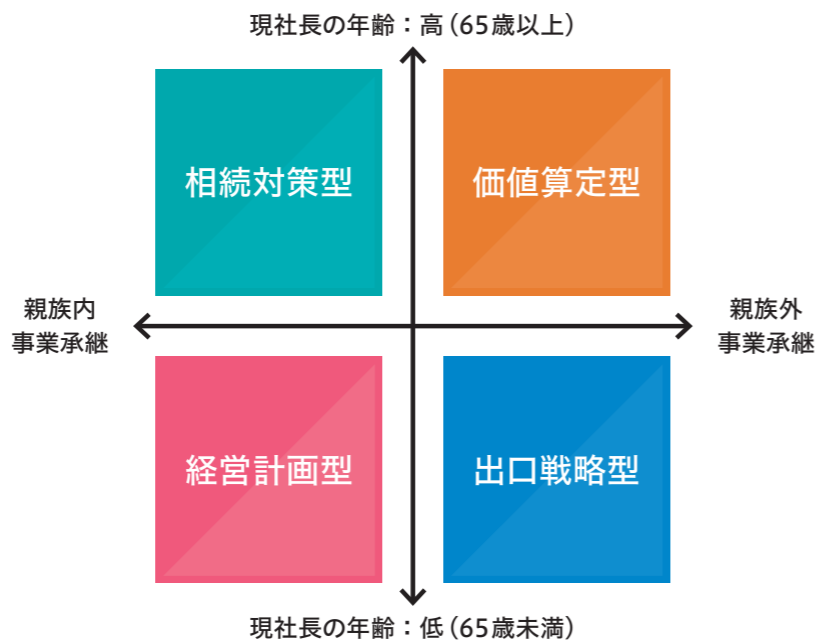
ます。財産権の承継は経営権の承継を滞りなく行うための仕組みづくりということもできるでしょう。

財産権の承継についてはさまざまな方法があり、どれがよいかは会社の状況によってケースバイケースです。まずは自社の置かれた状況を図1で当てはめ、次ページでどのような対策を優先的に行うべきか確認してみましょう。

なお、今回ご紹介する4つのタイプ別の主な事業承継対策は、どれか一つを選択するというより、複数の対策を組み合わせる方が普通です。自社の置かれた状況に合わせて対策を選び、組み合わせる必要があります。どれか一つをすれば対策は十分というわけではないので注意しましょう。

図1 事業承継対策の4タイプ

現社長の年齢の高低と、親族内承継か親族外承継かにより、4つのタイプに分けられます。



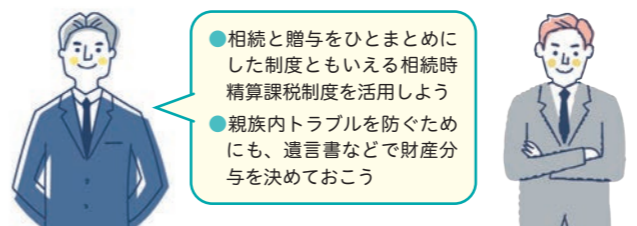
出典：『会社の想いを引き継ぐ事業承継の進め方』（飯島彰仁監修 あさ出版）をもとに作成

相続対策型 現社長の年齢：高 親族内承継

待ったなしの状況。思い切った対策を

多くの経営者は70歳前に引退したいと考えています。通常、事業承継は10年程度の期間をかけて行いますので、現社長の年齢が65歳以上となると事業承継は待ったなしの状態です。短期間で後継者へ株式を引き継ぐ必要がありますが、10年かけて引き継ぐのと、3年で引き継ぐのでは、方法がまったく異なり、節税効果の高い相続時精算課税制度や、従業員持ち株会を設立するなど、思い切った対策が必要になります(詳しくはVol.8(12月号)で説明します)。また親族が株式を引き継ぐと、現社長の死亡時に相続税の対象となるため、遺言書の作成と事業承継を並行して進め、相続対策も同時に行います。

- #### 主な対策
- 相続時精算課税制度の利用
 - 従業員持ち株会の設立
 - ホールディングス会社の活用
 - 遺言書・家族信託の活用
 - 事業承継税制の活用
 - ※詳しくはVol.8(12月号)で説明します

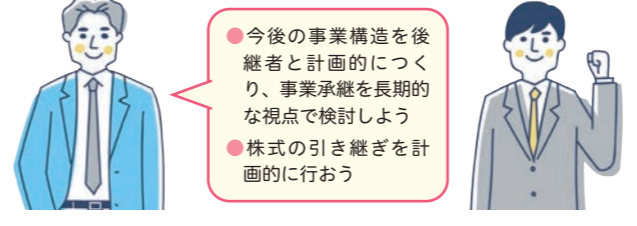


経営計画型 現社長の年齢：低 親族内承継

承継まで時間があるため有利な対策が可能

現社長が65歳未満であれば、事業承継までに5~10年程度かけることができます。承継までに時間があるので、将来のビジネスモデルの中で、今後伸ばしていきたい事業を後継者にチャレンジさせるとよいでしょう。現社長と後継者が力を合わせて、将来における事業構造をしっかりとつくりこんでいくと同時に、財産権の承継も計画的に行うことができます。方法としては、暦年贈与の検討、種類株式の導入の検討、ホールディングス会社の活用なども考えられます(詳しくはVol.9(2月号)で説明します)。株式の価格が高くなっても、時間をかけた相続対策ができるので有利です。

- #### 主な対策
- 暦年贈与の検討
 - 種類株式の導入検討
 - ホールディングス会社の活用(分社型分割)
 - 中小企業投資育成制度の活用
 - ※詳しくはVol.9(2月号)で説明します



今号は財産権の承継についてタイプ別の対策を紹介しました。次号(12月号)では、現社長の年齢が高い場合の財産権の承継について、より詳しく見ていきます。

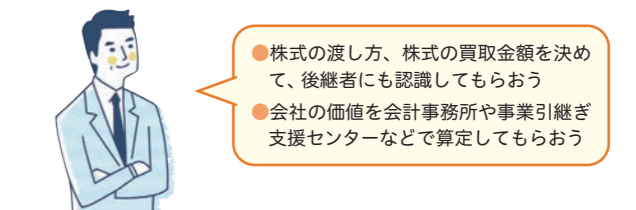
価値算定型 現社長の年齢：高 親族外承継

会社の価値を算定し、誰にどう渡すかを検討

現社長の年齢が65歳以上で、親族に後継者がいない場合は、役員・従業員への承継や外部招へのほか、M&Aも視野に入ってくるため、会社の価値が重要になってきます。会社の価値はいくらで、それをどのように引き継ぐかを考えていきましょう。後継者が従業員であれば、銀行から融資を受けて株式を買い取ってもらうのか、それとも別の会社に購入してもらうのかなどが大きな課題となります。会社の価値は、M&A専門業者に算定してもらうこともできますが、結論を急ぐきらいがありますので、まずは付き合いのある会計事務所をお願いするのがよいでしょう。もしくは事業承継・引継ぎ支援センター*に相談するという方法もあります。

- #### 主な対策
- 退職金支給時期の検討
 - ホールディングス会社の活用(MBO方式)
 - 自己株式の買取りの検討
 - 種類株式の導入
 - ※詳しくはVol.8(12月号)で説明します

*各都道府県に設置されている、事業承継・引継ぎに関する国の公的相談窓口。

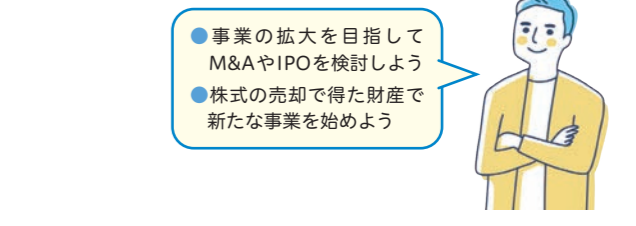


出口戦略型 現社長の年齢：低 親族外承継

事業を売却してさらなる拡大を目指す

他の3つのタイプとは異なり、主に30~40代の社長が、事業承継を通して、自分たちの事業の規模を拡大することを目的とします。このタイプの事業承継は、M&AやIPO(新規株式公開)が中心となります。例えば、事業を大手企業に売却し、自分は事業部長などの肩書で仕事を続けるケースです。いったん株式を現金化して財産を築くことができ、大手企業の豊富な経営資源を利用して事業を成長させやすくなります。大手企業に売却した後にセミリタイヤしたり、新たな事業を始める人もいます。

- #### 主な対策
- 株式譲渡(M&A)の検討
 - IPOの検討
 - 会社分割による組織再編
 - 種類株式の導入



経営のヒント

各界のスペシャリストに学ぶ

撮影・赤城耕一

Vol.28
アバターの活用が
もたらす
中小企業の未来

自身そっくりのロボットを開発し、人々を驚かせてきた石黒浩氏。現在はCGでつくったアバター（分身）の開発に取り組み、アバターを用いて誰もが自由に働ける社会をつくることを目指しています。アバターが未来をどう変えていくのか、お話を伺いました。



interview with

大阪大学名誉教授・ロボット工学者

石黒 浩 さん

Vol.28

アバターの活用が もたらす 中小企業の未来



社会のあらゆる場面で
人間とロボットが共存するために
「人間らしい」ロボットが必要

アンドロイドやヒューマノイドと呼ばれる、姿かたち、表情、ふるまいが人間そっくりのロボットの研究をしています。ロボットといえば、一般的には、工場などで活用されている産業用ロボットを思い浮かべるかもしれませんが、人間の姿かたちとはかけ離れたものです。しかし、人間とロボットが社会のあらゆる場面で共存していくためには、ロボットは、より人間らしくあるべきだと私は考えます。では、「人間らしい」ロボットとはどんなロボットなのか。それを知るためには、まず、人間はどのような時に、どんな表情やふるまいをするのかを考える必要があります。

ビジネスにおいても、商品やサービスの向こう側に人間がいるわけですから、人間を理解することが不可欠でしょう。私のロボット研究も、その出発点にあるのは、「人間を理解する」ということです。もちろん、人間を理解する道に果てはありません。なぜなら、人間はどんどん進化するからです。そして、新しい技術が開発されれば、人間の可能性はさらに広がります。

2022年、私たち大阪大学の研究グループは、河野太郎デジタル相そっくりのアンドロイドをつくりました。しかも河野大臣ご自身が遠隔操作して、アンドロイドが表情豊かに、デジタル政策について情報を発信しました。このように遠隔操作によって動くロボットやCGによる分身のことを、私たちは「アバター」と呼んでいます。アバターの研究でわかってきたのは、遠隔の人とコミュニケーションをする際、ロボットや

CGのアバターを通じて話しかけたり、身ぶり手ぶりをしたりすると、相手にはまさにその人が「ここにいる」と直感的に受け止めてもらえる、ということでした。つまり、生身の体が移動しなくても、アバターを活用すれば、人間を遠隔地に送り込むことができるのです。このアバター技術を広く社会に普及しようと、2021年に設立したのが「AVITA (アビータ)※」という会社です。

※ AVITA (<https://avita.co.jp/>)

アバターを活用することで
あらゆる人の仕事の
質が高まり幅が広がる

私が代表取締役CEOを務めるAVITAは、アバターを活用することで、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、誰もがいつでもどこでも、自由に働ける世の中をつくることを目指しています。現在、さまざまな企業と提携して、オンライン接客サービスなどにCGのアバターを活用してもらっています。

CGのアバター開発では、大学のロボット研究で培ってきた技術が役立っています。私たちがつくったロボットは、発話に応じて口を動かしたり、表情を変えたり、自然な身ぶり手ぶりをしたりします。また、人間は黙っている時も目や体がかすかに動いていますが、その揺らぎをロボットが表現することで、より人間らしく見えてきます。こうしたロボットの動きや揺らぎのメカニズムに関する研究成果もまた、CGのアバター開発に活かされています。

アバター技術の開発にあたっては、コロナ禍が追い風の一つになりました。リモートワークが広く社会に



記事はAIが読み上げます。
※音声は予告なく終了する場合があります。

浸透し、アバターの役割がより鮮明になって、そのサービスの付加価値も高まりました。いわばアバターのマーケットが一気に広がったのです。

AVITAが企業や法人与協業してCGのアバターによる接客サービスなどを行っている事例をご紹介します。ある病院では、通院患者向けの総合案内などに、モニターに映ったCGのアバターを活用する実証実験を行いました。今後は入院生活のサポートや、リハビリテーションにもアバターを活用していく予定です。また、人材派遣会社と協業して、看護師や薬剤師が遠隔地からCGのアバターを操作し、ユーザーはパソコンやスマートフォン、タブレットを用いて、画面に映ったアバターに健康相談やお薬相談ができるサービスも始まりました。これまで現場でしか生かすことができなかった資格が、アバターを通じて在宅でも生かすことができ、新たな働き方につながるでしょう。

ある保険選びサイトでは、オンラインでの問合せなどにCGのアバターを導入しました。ユーザーからは、「病気のことは生身の人間よりもアバターのほうが話しやすい」などの意見も寄せられました。

大手コンビニでのアバター接客の実証実験も進んでいます。モニターに映るCGのアバター店員に話しかけると、遠隔地からスタッフがアバターを操作して、お客さんに対応します。人間の店員だと一人で一つの店舗しか担当できませんが、アバターなら一人で複数の店舗を担当することもできます。また、外国に住む人が、現地では昼間の時間帯に、日本の深夜の

コンビニでアルバイトをするといったことも可能。アバターを使えば、誰もが容易に国境を越えて仕事をすることができるようになるのです。

これらの事例で見たとおり、アバターの活用は、企業にとっては店舗や受付の無人化・省人化による人手不足の解消につながり、働く人にとっても仕事の効率化が図れるというメリットがあります。アバターの仕事内容は常に記録されているので、労働時間の管理も容易です。

これらは一例で、社会のほとんどの対話サービスは、アバターを活用することでもっといいサービスを提供できるようになるでしょう。これは決して、人間の仕事をアバターが奪うということではありません。人間が生きる本来の目的は、人と人がコミュニケーションをすること。そのために役立つ技術として、アバターには大きな可能性があります。人間は常に新しい技術や機械を恐れますが、より効率よく仕事ができるとわかれば、いつのまにかそれらを受け入れるようになる。いま話題の対話型AI（人工知能）、ChatGPTもそうですが、新しい技術を恐れることなく、いかにうまく使いこなすかを考えるべきです。

人手不足に悩む中小企業にとってもアバターは、大きな希望になると思います。もちろん、業務に取り入れる際は、人間の側の知識のアップデートが不可欠ですが、アバター操作のスキルトレーニングや、セキュリティ対策、倫理教育をきちんと行うことで、有益なツールになることでしょう。

“新しい技術をいかに使いこなすかを考えることが大事”

Hiroshi Ishiguro

●いしぐろ・ひろし

1963年生まれ。大阪大学大学院博士課程修了。大阪大学名誉教授、ATR 石黒浩特別研究所客員所長。ロボットやアンドロイドなどの研究を続ける。2007年、英Synectics社の「世界の100人の生きている天才」で日本人最高位の26位に選ばれる。2011年大阪文化賞受賞。2021年AVITA(株)を設立。著書に『ロボットとは何か』『ロボットは涙を流すか』など。

人間一人ひとりが責任を持って未来をつくっていく

2025年に大阪・関西万博が開催されます。今回の万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」。私はその中の「いのちの未来」というパビリオンのプロデューサーを務めることになりました。50年後に社会はどんな形になっているのか、そこで私たちはどんな生活をしているのか。可能性の一つとして、未来をリアルな形で見せたいと考えています。前回の大阪万博が開催された1970年は、日本は高度経済成長期にあたり、人間がどんなふうに進化し、地球環境がどうなっていくかはわからないけれど、とにかく豊かになろう、ということで人々がまとまっていた時代でした。それから約50年。人間の活動により地球環境は急激に変化する一方、人間は遺伝子を操作して人間をデザインすることができるまでになっています。いまや、未来がどうなるかは神様に聞くものではなく、自分たちがつくるものとなりました。未来をつくるのは私たち人間一人ひとりの責任なのです。

いま、万博に向けて多くの専門家や協賛企業の研究開発者たちと議論しながら、どういう未来があり得るのかを考え、そのコンセプトを具体的な展示に落とし込んでいるところです。ぜひ、このパビリオンを皆さんに体験してもらい、50年後の未来と一緒に考えていただきたいです。



※動画は予告なく終了する場合があります。

石黒 浩さんの

ひらめきの瞬間 5つの質問

石黒さんの「ひらめきの瞬間」の詳細を動画でご覧いただけます

Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？

頭を洗って乾かしている時。なぜか無になり、いろいろなアイデアが湧き出ます。お風呂に入る時は常にスマホを横に置いて、メモをとれるようにしています。

Q 初対面の人と話す時、何に気を付けていますか？

相手がどんな人でどんなことを聞きたいのかを想像し、どうすれば言いたいことが伝わるかを考えます。

Q 重要な決断の基準になるのは？

決断の前にはいろいろ頭の中で考えを巡らせるのですが、最後は直感ですね。確信を持って「やろう」と思えるかどうか重要です。アンドロイドをつくらうと思った時も、会社を立ち上げた時もそうでした。

Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？

そもそもオンとオフという考えがないです。オンとオフを細かく繰り返している、あるいはオフがなくてずっとオンの状態、といった感じです。

Q 日課は何でしょうか？

移動の際は極力歩く、時間があれば筋トレする、ということぐらいでしょうか。ずっと気分よく働こうと思えば、体を維持しておかないといけないですから。

石黒さんのスペシャル動画をWEB版デジタルブック内で公開中！

WEB版限定



インタビューテーマ

日本が得意とするアバターの技術で世の中を変えていく

閲覧方法

STEP 1 二次元コードを読み込む
(WEB版デジタルブックへアクセスします)



STEP 2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力
ユーザー名 パスワード

STEP 3 誌面の赤く光る箇所をタップ



※デジタルブックの詳細はあんしん財団ホームページをご覧ください。※動画は予告なく終了する場合があります。



上質感がある本革の長財布(写真はイメージ)

財布

ビジネスシーンでは持ち主の品格を表す

重要なビジネスシーンや人との出会いが多い
経営者が持つにふさわしい財布とは？

財布の始まりは巾着

世界で初めて財布が登場したのはいつか、どこかは定かではないが、欧米で貨幣が流通した17世紀には巾着のような形態の革財布が誕生しており、そこから世界に広まったとする説がある。日本では、1700年前後(江戸中期)の浮世草子『新色五巻書』や『傾城禁短気』に「財布」という言葉が見られることや、貨幣の流通が盛んになったのが1750~1850年頃(江戸後期)であることから、その頃財布の普及も進んだのだろう。

当時の人々は、着物の余り布を二つに折って両端を縫い合わせて作った袋状のものに、紐を通して首から下げて使用し、それを「巾着」「錢入れ」などと呼んだ。「財布の紐が堅い」という慣用句は、この巾着の紐から来ている。ほかには、男性が旅行の際に腰から下げて使う小錢入れのような「早道」という革製の財布もあった。しかし、巾着を持つ人が増えると、巾着の紐を切って財布を奪う盗人も増えて、スリのことを別名「巾着切り」と呼ぶほどであった。

「がまぐち」はヨーロッパから伝わる

1868年、明治時代になって紙幣が発行されると、二つ折りで使用する紙入れや、紙幣に折り目をつけずに持ち運べる紙挟みといったものが普及。1860

年代には金具付きの「がまぐち」がヨーロッパから伝わり、およそ20年後には日本の袋物の中で「がまぐち」が最も多く生産されるほどに広まった。そして、1897年、紙入れに小錢入れをつけた財布がはやり、大正時代(1912年)以降、それが主流となった。

ビジネスシーンで持ちたい財布

現在、財布の種類はその形状や用途から、長財布、二つ折り財布、三つ折り財布、マネークリップ、小錢入れ、バッグのようなチェーン付きの財布などがある。材質も革、布、ポリ塩化ビニル、紙などさまざま。近年ではキャッシュレス化に伴い、最低限の現金しか持ち歩かない人が増えて、小錢とカードが入るコンパクトな財布が売れているという。

ビジネスシーンで財布を出す機会があるかもしれない経営者には、品格のある長財布が似合いそうだ。紙幣が折れず美しく保てるし、スリムな長財布はスーツの胸ポケットにスマートに収まる。

新しい財布に切り替えるなら、「春財布」という言葉があるように、春がよいとされている。また、2024年7月には紙幣の刷新が予定されている。この機会に自身の品格を高めてくれる新しい財布で気分一新してみたいかがだろうか。

参考文献：『世界大百科事典11』(平凡社)、『日本大百科全書9』(小学館)、『稼ぐ人はなぜ、長財布を使うのか?』(亀田潤一郎著、サンマーク出版)



健康資産を増やしましょう

一人ひとりの健康は会社の大切な資産です。
日々コツコツと蓄えていきましょう。

正しいうがいで感染症予防

もうすぐ、空気が冷たく乾燥して風邪を引きやすい季節がやってきます。新型コロナウイルス感染症もまだまだ注意が必要です。正しいうがいを行って感染症を防ぎましょう。

お話を伺いました

医師・医学博士・耳鼻咽喉科専門医
浦長瀬 昌宏氏

● 神鋼記念病院耳鼻咽喉科科長。著書『肺炎・ウイルス感染症にならないのど・鼻の粘膜の整え方』(主婦の友社)ほか。



のどと鼻の粘膜をうがいでケアしましょう。



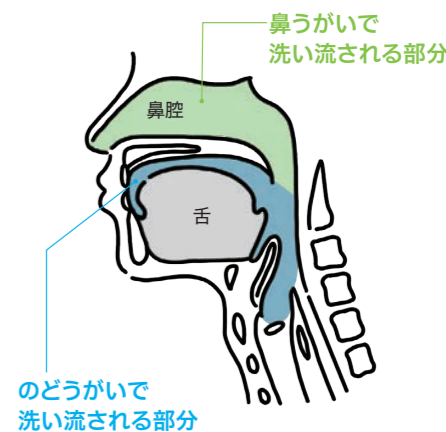
のどや鼻の粘膜は病原体の侵入を防ぐ「盾」。うがいで習慣的なケアを！

ウイルスや病原体は粘膜を通して体内に侵入してきます。中でものどや鼻の粘膜は最も外敵にさらされていますが、免疫により常に空気中を漂うウイルスなどの侵入を防いでいます。この免疫機能を十分に発揮するための大切なケアの一つがうがいです。

特に冬は冷気によるのどや鼻の粘膜が冷えて乾燥し、ウイルスや病原体を排除しにくくなるため、風邪を引きやすくなりますが、うがいをこまめに行うことで、のどや鼻に入り込んだウイルスなどの異物を直接洗い流すとともに粘膜が加湿され、ウイルスが付着しにくくなる効果があります。

のどのうがいをしている人は多いと思いますが、のどと鼻はつながっていますので、鼻うがいもあわせて行うことで感染症予防の効果が高まります。のどがいと鼻うがいととも、手洗い、室内の換気や湿度管理なども行い、感染症対策を万全にして、この冬を元気に過ごしましょう。

のどがいと鼻うがいの洗浄部分



正しいうがいで のどや鼻の粘膜をきれいに！

帰宅時や乾燥している時は、

のどが

口の中と、のどの中の汚れを洗い流しましょう。ガラガラと強く音を立てて行ううがいは粘膜を傷めてしまいます。特にのどがイガイガする、痛いなどの症状がある時は、水を静かにのどの中に入れて吐き出す程度にしましょう。うがい薬は入れなくても効果に影響しません*。

- 1 水を口に含み、正面を向いてブクブクと口の中をすすぎ、吐き出す。
- 2 水を口に含み、顔を上向きにして静かにのどの中まで入れてから吐き出す。これを3回繰り返す。

* 2002年の京都大学の研究で、水のみでうがいをした場合と、うがい薬を用いた場合とで、効果の差はないという結果が出ています。

のどがいと合わせて効果が高まる鼻うがい

目安は1日1~2回。継続的に行うことが大切なので、初めは夜、入浴中に行うと習慣化しやすいでしょう。慣れてきたら朝、帰宅時などのタイミングで行います。

- 1 洗浄液を用意する。
市販の洗浄液を使うのが便利です。自分で用意する場合は、38℃~40℃のお湯を容器に入れて、塩分濃度0.9%(水100mlに対し食塩0.9g)の生理食塩水を用意します。作り置きはせず、鼻うがいの度に1回あたりの使用量(100ml~300ml程度)を作りましょう。
- 2 前かがみになり、誤嚥を防ぐために「エー」と声を出しながら洗浄液を鼻に流し込む。3~5回ずつ左右交互に洗浄する。
- 3 洗浄後は軽く鼻をかむ。強くかみすぎると洗浄液が耳に入ってしまうので注意。



市販の鼻うがい用容器を使うと便利

あんしん財団は、中小企業の安心を総合的にサポートしています。

“あんしん”を支えるサービス

特定保険業



事業総合傷害保険 → 19~23P

働く皆さまにもしもの事故が起こってしまった場合の「ケガの補償」です。業務上・業務外にかかわらず24時間補償します。事故によるケガで万一死亡された場合や、後遺障害、入院、通院、往診まで補償します。

お客様サービス事業



災害防止事業 → 24~25P

職場事故ゼロを目指して、安全衛生水準の向上をサポートする災害防止サービスです。安全活動に対する補助金やセミナー・研修の開催、視聴覚教材の貸し出しなどで安全で快適な労働環境づくりを支援します。



福利厚生事業 → 26~30P

健康管理、旅行・レジャーなど、従業員の生活の質を向上させるための福利厚生サービスです。人間ドックや定期健康診断の補助金、パッケージ型の福利厚生サービスの自動付帯など、さまざまなサービスで健康で豊かな生活を支援します。また、あんしん財団の会員制度にご加入いただくと使用者賠償責任保険制度が自動付帯されます。

会費	お一人様
	月々2,000円 (うち保険料1,700円)

- あんしん財団は、厚生労働省より特定保険業の認可を受けた一般財団法人です。
- 国からの補助金は一切受けておりません。
- 制度の変更があった場合には、広報誌やホームページ等でご案内いたします。

あんしん財団の保険制度の特長

- お工作中的のケガはもちろん日常生活におけるケガも補償します。
- 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします。
- 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します。
- 業種・売上高・年齢にかかわらず会費は一律です。
- 「災害防止」「福利厚生」サービスがご利用いただけます。

ケガの補償

事業総合傷害保険

特定保険業

ケガの補償で、社員と会社を守ります

「ケガをした被保険者および遺族の生活補償」と「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるためのケガの保険です。



保険契約者・保険金受取人 → 中小企業の法人または個人事業主

被保険者 → 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

補償の内容

被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険契約者へ保険金をお支払いします。

死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢^(注1)に応じ、次の保険金をお支払いします。入院・通院・往診の保険金日額は年齢に関係なく一律です。

		満80歳未満	満80歳以上	
ケガの補償 ^(注2)	死亡したとき (死亡保険金)	2,000万円	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ●同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)	2,000万円 (第1級)) 16万円 (第14級)	1,000万円 (第1級)) 8万円 (第14級)	<ul style="list-style-type: none"> ●事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合(その程度に応じて等級区分に従った額)。 ●事故日からその日を含めて180日を超えて治療を要する場合(181日目における医師の診断^(注3)に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従った額)。 ※当法人の等級表^(注4)によります。 ※保険期間を通じ、第1級の保険金の額をもって限度とします。
	入院したとき (入院保険金)	1日につき	6,000円	事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数 ^(注5)
	通院したとき (通院保険金)	1日につき	2,000円	事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数(90日を限度) ^(注6)
	往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき	4,000円	事故日からその日を含めて180日以内に往診を受けた日数 ^(注6)

(注1) 被保険者の満年齢は、保険始期日(増員の場合は、増員日)の満年齢を適用します。

(注2) 疾病(病気)は補償の対象になりません。

(注3) 被保険者が医師の場合は、本人以外の医師の診断に基づきます。

(注4) 当法人の等級表は契約後にお渡しする「約款」に掲載しています(約款は当法人のホームページにも掲載しています)。

(注5) 入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間がお支払いの対象です。

(注6) 通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

保険金のお支払いの対象となる医療機関：病院もしくは診療所

事業総合傷害保険の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



★業務上・業務外にかかわらず補償します。

ご加入後に経営または就業の実態がなくなった場合は、その時点で被保険者資格を喪失し補償等のサービスはお受けいただくことができなくなりますので、すみやかにあんしん財団までお知らせください。

保険期間

- 保険期間は1年間です。
- 保険証券(継続契約は更新証)にてご確認ください。

保険責任の始まりと終わり

- 保険責任は「保険証券記載の保険期間」の初日の午後4時(注7)に始まり、末日の午後4時に終わります(増員の場合は、増員日時からその被保険者に対する当法人の保険責任を開始します)。
- (注7) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

保険契約の更新について

- 満80歳で契約更新日を迎える被保険者は、更新日前に継続申込書の提出が必要となります(継続申込書の提出がない場合、当該被保険者の保険契約は更新日(満了日)の午後4時で終了となります)。
- 満80歳未満および満81歳以上で契約更新日を迎える被保険者は、原則として自動継続となります。
- 保険契約の満了日より2ヵ月前の日までに、保険契約者または当法人のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了日の内容と同一の内容で継続するものとします。保険金請求状況等によっては、保険契約の継続をお断りさせていただくことがあります。

ご契約についての注意事項

■保険金の請求について

- 被保険者がケガをした場合は、事故日からその日を含めて30日以内に当法人にご連絡ください。
- 保険金は保険金受取人である保険契約者に対してお支払いします。ケガで死亡した被保険者が保険契約者である個人事業主の場合の死亡保険金は、当法人が定めた受給順位に基づき遺族にお支払いします。

- 死亡保険金および後遺障害保険金第1級から第3級の請求に際しては、通常書類に加え、別途当法人が求める書類をご提出いただけます。また、保険契約者が保険金を受取った後に、保険金の全部または一部を被保険者またはその遺族に支払った記録を証する資料をご提出いただけます。
- 入院保険金、通院保険金、往診保険金および後遺障害保険金の請求に際しては、当法人が求める書類および診断書(診療証明書)をご提出いただけます。

■保険金をお支払いできない主な場合




- ① 保険契約者(法人の場合は役員等)または被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 保険金受取人(法人の場合は役員等)の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた傷害
 - ④ 被保険者の重大な法令違反によって生じた傷害
 - ⑤ 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒
 - ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
 - ア) 自動車等の無免許運転(無資格運転を含む。)
 - イ) 自動車等の酒酔い運転(酒気帯び運転を含む。)
 - ウ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
 - ⑧ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
 - ⑨ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害(ただし、当法人が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は保険金を支払います。)
 - ⑩ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害
 - ⑪ 戦争、外国の武力行使、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた傷害
 - ⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
 - ⑬ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性、またはこれらの特性による事故によって生じた傷害
 - ⑭ ⑪から⑬までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて起きた事故によって生じた傷害
 - ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた傷害
 - ⑯ 骨折および打撲を除く腰部の症状(ぎっくり腰、腰部ねんざ等)は全て保険金支払いの対象外となります。)
 - ⑰ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が故意に不実の事故発生のお知らせをしたとき
 - ⑱ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
 - A. 次のいずれかの運動等を行っている間(主なもの)
 - ア) ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山
 - イ) リュージュ
 - ウ) ボブスレー
 - エ) スケルトン
 - オ) 航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)
 - カ) スカイダイビング
 - キ) ハンググライダー搭乗
 - ク) 超軽量動力機搭乗
 - ケ) ジャイロプレーン搭乗
 - B. 次のいずれかを行っている間
 - ア) モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルまたはこれらに類するものを用いての競技等
 - イ) 自動車等を用いての競技等を行うことを目的とする場所において、自動車等を用いての競技等
 - ウ) 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いての競技等
- ※自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます(クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます)。※競技等には、試運転、練習、サーキットのフリー走行等を含みます。

■保険金のお支払いが制限される主な場合



- ① 頸(けい)部症候群(むちうち症)については、保険金の請求金額の総額が20万円を超える場合は、20万円を限度としてお支払いします。
- ② 後遺障害保険金において、同一部位に一部既存障害があった場合は、その既存障害の保険金に相当する額を控除してお支払いします。
- ③ ケガをしたときすでにあった身体障害・疾病、またはケガをした後に別に発生したケガ・疾病の影響により、治療期間が長くなったときもしくは死亡・障害に至ったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してお支払いします。

保険金をお支払いできる例とできない例

○ 保険金をお支払いできる例

<p>● 脚立から転落し、右足を骨折した</p> 	<p>● キャッチボール中にボールを取り損ね、つき指をした</p> 	<p>● 旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした</p> 
<p>● 溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした</p>	<p>● 通勤途中、駅の階段ですべて転倒し、頭を打撲した</p>	
<p>● 自宅の台所で料理中、包丁で指を切った</p>	<p>● バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った</p>	

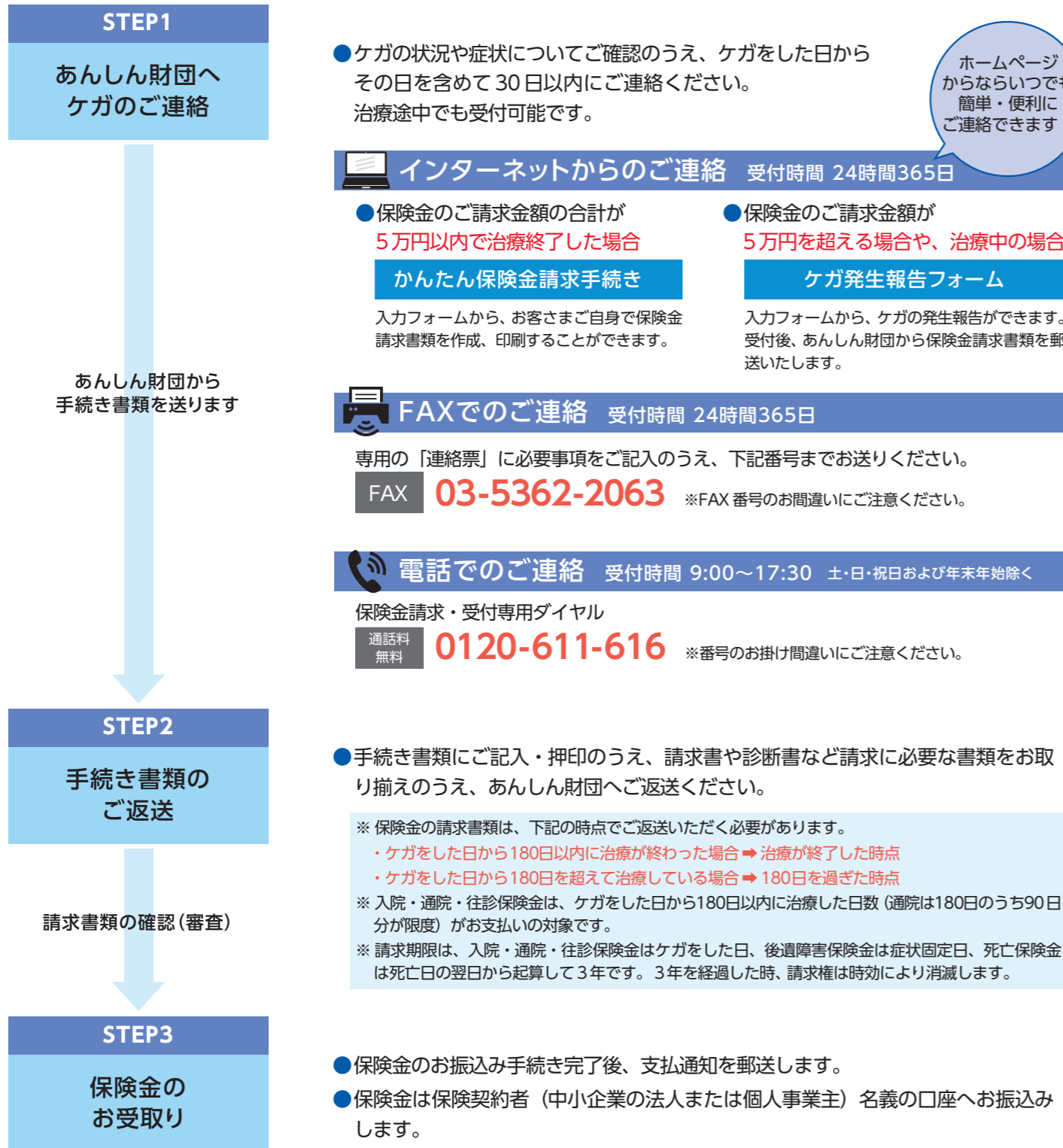
✕ 保険金をお支払いできない例

<p>● 重い荷物を持ってぎっくり腰になった</p>  <p>お支払いできない理由 腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ぎっくり腰・腰部ねんざ・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象にはなりません。</p>	<p>● テニスの練習のしすぎで肘に炎症を起こし、テニス肘になった</p>  <p>お支払いできない理由 上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)、肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)、腱鞘炎などはお支払いの対象となりません。繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。</p>
<p>● 膝の痛みが引かず病院に行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された</p> <p>お支払いできない理由 関節症は、部位を問わずお支払いの対象にはなりません。関節症(膝関節症、肩関節症など)は、ある部位が年齢とともに変形して発症するものであり、ケガに該当しないためです。</p>	<p>● 入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った</p> <p>お支払いできない理由 疾病(病気)は、お支払いの対象にはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象にはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。</p>

※上記は保険金をお支払いできる場合、またはできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例を挙げたものです。保険金のお支払い可否は、最終的に手続き書類の確認(審査)によって判断いたします。

保険金請求の流れ

ご加入後、万が一ケガをされた際の保険金の請求も簡単です。
お支払いまでもスムーズです。



保険金の請求方法の詳細は右の二次元コードよりご覧ください

保険金の請求方法を動画でご案内しています

ケガの補償

保険金請求の利便性向上に向けた取り組み

あんしん財団は、日々お客さまにとって便利でわかりやすい保険金請求を目指しています。それに向けた取り組みと、アンケートに寄せられたお客さまの声をご紹介します。

●取り組み事例

①あんしん財団ホームページでのお手続き

あんしん財団ホームページから、24時間365日いつでも保険金請求手続きが可能です。ご請求金額や治療の状況に応じて、下記の2つのフォームをご用意しています。

「かんたん保険金請求手続き」
 保険金のご請求金額が5万円以内で、治療が終了している場合
 入力フォームから、お客さまご自身で保険金請求書類を作成、印刷することができ、事故報告～請求手続きが一度で完了します。

「ケガ発生報告フォーム」
 保険金のご請求金額が5万円を超える場合や、治療中の場合
 入力フォームから、ケガの発生報告ができます。受付後、あんしん財団から保険金請求書類を郵送いたします。

②保険金請求書類の改訂

保険金の請求書類は、お客さまのご意見を取り入れ、定期的に改善しております。



※保険金のご請求方法については、本誌22ページもご覧ください。

③動画によるご案内

保険金のお手続き方法について、動画でわかりやすくご案内しています。

あんしん財団ホームページ「事業総合傷害保険(ケガの補償)」ページへアクセス

あんしん財団 ケガ で検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/#01>

●お客さまからのご利用の声

保険金をお支払いしたお客さまから、アンケートで反響の声をいただいています。

お客さま
 今回初めてWEBを利用しました。とてもわかりやすかったです。便利です。

お客さま
 以前よりも手続きが簡素化されて、スムーズに書類提出ができ、支払いも迅速でした。ありがとうございました。

あんしん財団は、「お客さまのお気持ちを『不安』から『あんしん』に、そして『満足』へと変えていただくためのサービスを提供する」を行動指針として、努力を続けてまいります。



安全で快適な環境づくりを支えます

大切な従業員をケガから守るために普段からできることは、安全で快適な労働環境づくりを進めることです。災害を防止する各種サポートで、安心を支えます。



職場の環境改善のための補助金制度

下記の災害防止対策の費用の一部を、限度額の範囲内で補助します。支払条件がありますので、「申請書のご案内」および補助金規程をご参照ください。

1 安全衛生設備等の設置	職場の安全衛生環境向上のために当法人が指定する設備等を設置(購入) ※3,000円以上 [例]タイヤチェーン、消火器、安全靴、運搬用台車、保護帽など
2 動力プレス機械特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用した動力プレス機械特定自主検査(年次点検)
3 フォークリフト特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用したフォークリフト特定自主検査(年次点検)
4 作業環境測定の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、放射性物質、鉱物性粉じん、石綿などの有害物を扱う職場の空气中濃度および騒音を測定
5 特殊健康診断の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、高気圧作業、石綿、電離放射線、じん肺、VDTの特殊健康診断を実施
6 ゼロ災運動研修会等への参加	中央労働災害防止協会(中災防)等が主催する当法人指定の研修会に参加
7 運転適性診断の受診および運行管理者指導講習の受講	独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する運転適性診断を受診または運行管理者指導講習を受講
8 安全運転教育研修への参加	自動車安全運転センター安全運転中央研修所および埼玉県トラック総合教育センターが実施する研修課程を修了
9 AED等職場の救急対策用設備の設置	職場でのケガや急病に備え、救急救命に必要な設備のうちAED(自動体外式除細動器)等を設置(購入) ※3,000円以上

補助限度額

1会員につき1年度間(4月1日～翌年3月31日)で、加入者数に応じた補助金額を上限に補助します。

加入者数	1～2名	3～4名	5～9名	10～19名	20名以上
補助限度額	5,000円	10,000円	20,000円	40,000円	10名増加ごとに20,000円ずつ追加

※1④⑤⑥⑧⑨は費用の1/2まで、⑦は費用全額より補助金を算出します。

※②③は1台あたり5,000円までとし、上記の限度額に含まれます。

※補助金額は、千円未満切り捨てです。

※補助金は会費振替口座に振り込みます。

※補助限度額は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の加入者数(年度中に新規加入した場合は加入日の人数)で決定します。

職場の環境改善のための補助金 申請の流れ

申請のお手続きは4STEPで簡単。お支払いまでもスムーズです。



●あんしん財団ホームページの「申請書のご案内」と「補助金規程、別表」にて、補助対象と必要書類をご確認ください。

●あんしん財団のホームページから申請書をダウンロードします。お電話で申請書を請求することもできます。

職場の環境改善のための補助金申請窓口

通話料
無料

0120-512-511

受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く
※番号のお掛け間違いにご注意ください。

●ご記入いただいた申請書原本と必要書類一式をご郵送ください。

●補助金の申請期限は、補助対象の設置日、購入日あるいは実施日の翌日から起算して180日です。



●補助金のお支払い決定後、封書にて通知します。

●補助金は会費振替口座へお振り込みします。

●申請書類の受付から補助金お支払いまでの目安は約1～3ヵ月です。

職場の環境改善のための補助金制度の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



その他安全衛生のための活動

- 労働安全衛生講演会
- 労働安全衛生に関する視聴覚教材の無料貸出
- KYT(危険予知訓練)一日研修会
- 働く人の健康講座
- 労働安全衛生に関するポスター等の配布
- あんしん財団ヘルスケア・トレーナーの無料派遣



福利厚生をしっかりとサポートします

従業員の健康管理、能力向上のサポート、旅行、レジャーなど、さまざまなサービスをご提供します。



あんしん財団WELBOX (ウェルボックス)

「あんしん財団WELBOX」は、旅行、レジャー、エンターテインメント、イベント等、さまざまな施設やサービスをWELBOX会員料金や特典付きで利用できるパッケージ型の福利厚生サービスです。

「あんしん財団WELBOX」の利用登録ができるのは被保険者(加入者)のみとなります

POINT 1

大手企業並みの福利厚生サービス!

1社1社では導入が難しい大手企業並みの福利厚生サービスを実現します。

POINT 2

社員の定着募集に貢献!

社員の満足度が向上することで、企業価値を高め社員の定着、募集に貢献します。

POINT 3

会社の保養所として利用できる!

家族旅行や従業員同士の交流にもご利用いただけます。

例えば、こんなサービスがあります。

WELBOX 無料eラーニング

語学からビジネススキルまで、多彩なeラーニング講座(約500講座)を

人気講座 BEST5

- TOEIC500点対策 (リスニング/写真描写 vol.1)
- 実力派簿記 1.簿記のしくみ
- 仕事の段取り
- Excel365&2019 1.準備と設定
- 社会人の情報セキュリティ入門

通勤時間や社内研修に利用できるのが魅力です。

2022年4月～2023年1月集計結果

なんと! 無料で受講可能!

無料 WELBOX 健康チャンネル

24時間365日ご利用いただけます。

健康相談 「体の健康」に関するご質問やご相談に。

メンタル相談 「心の健康」の維持に。不安やストレスを感じたら…(メンタル相談のご利用は年間5回まで)

旅行・レジャー

海外旅行・国内旅行

- 国内宿泊WEB予約
- 国内&海外パックツアー
- 海外ホテル予約サイト

スポーツ・レジャー

- 全国レジャー施設
- ゴルフ場WEB予約
- スポーツクラブ など

すご得!

毎週水曜日更新!
50%～70%OFFのサプライズ商品が満載!!

お得なポイント

「WELコイン」は、WELBOX会員限定のお得なポイント制度です。

育児介護 グルメ リラクゼーション美容 エンタメスポーツ

など、この他にもさまざまなサービスをご利用いただけます。

あんしん財団WELBOXの詳細は右の二次元コードよりご覧ください

問合せ先
あんしん財団 お客様サービス事業部

通話料 無料 0120-157-182

受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く
※番号のお掛け間違いにご注意ください。

※「あんしん財団WELBOX」は、株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービスです。
株式会社イーウェルは、メインサービスの「WELBOX」をはじめとしたさまざまな福利厚生サービスを提供する東急不動産グループの企業です。
※同サービスの利用には会員番号および被保険者番号を用いたID登録が必要となります。「あんしん財団WELBOX」は、会員番号および被保険者番号が付与された日から登録いただけます。会員番号および被保険者番号は契約手続き完了後に発行される「会員証兼保険証券」でご確認いただけます。「会員証兼保険証券」発行には最大で約1ヵ月かかる場合があります。
※掲載情報は2023年3月現在の内容です。サービス内容、特典などは一例であり、店舗や施設によって異なります。また、予告なく変わる場合がございます。

各種補助金制度

支払条件がありますので、「申請手順のご案内」および補助金規程をご参照ください。

健康管理のための補助金

定期健康診断や人間ドックの受診費用の一部を補助します。
同一加入者1名に対し、定期健康診断または人間ドックのどちらか1年度間(4月1日～翌年3月31日)1回のご利用になります。

■定期健康診断 補助金

加入者1名につき1年度間1回 補助金額 2,000円まで

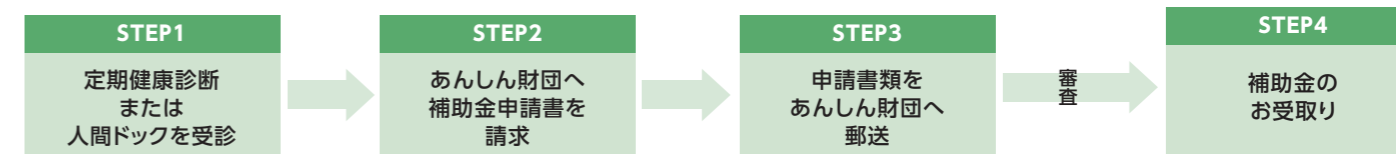
労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた定期健康診断が補助対象となります。
※定期健康診断に対する補助金制度については、2024年3月31日の受診分をもって終了となります。

■人間ドック 補助金

(人間ドック・脳ドック・PET検診・生活習慣病予防健診に加え付加健診を受診の場合)

加入者1名につき1年度間1回 補助金額 6,000円まで

■健康管理のための補助金 申請の流れ



健康管理のための補助金制度の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



資格取得に対する補助金

■ホームヘルパー等資格取得 補助金

加入者が介護関係の研修を修了または資格を取得したとき

補助金額 加入者1名につき1研修修了または1資格取得に対して5,000円まで

補助対象資格

- ・介護職員初任者研修の修了
- ・介護福祉士養成のための実務者研修の修了
- ・介護福祉士資格の取得

※加入者1名につき各1回まで補助。

※補助金は会費振替口座に振り込みます。

健康管理のための補助金・資格取得に対する補助金申請窓口

通話料 無料 0120-512-511

受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く
※番号のお掛け間違いにご注意ください。

資格取得に対する補助金制度の詳細は右の二次元コードよりご覧ください



その他サービス

使用者賠償責任保険制度

1加入者あたり3億円、1事故あたり10億円を支払限度額とする損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯されています(詳細は29ページをご覧ください)。

広報誌「あんしんLife」

会員制度にご加入いただくと月刊誌が届きます。

福利厚生(お客様サービス事業)の変更事項について

健康管理のための補助金

定期健康診断 補助金制度終了のお知らせ

あんしん財団では、福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。*	現行と変更ありません。

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となります。

2024年4月スタート!!

健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について

あんしん財団では、**2024年4月**から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関する新サービスの提供を開始します。このサービスは、皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクルをまとめて行えるWEB・アプリサービスです。



お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。

使用者賠償責任保険制度

労災事故における使用者の賠償責任を補償!

お仕事中のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など(加入者に限ります)からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

3つの特長

- 1 あんしん財団の会員制度に自動セット!**
この制度への加入手続きや会費の追加負担は不要。当法人の会員制度にご加入いただくと、自動的にこちらの使用者賠償責任保険制度が付帯されます。
- 2 高額化する労災事故での賠償責任への備えとなります。**
労働災害での使用者責任を問う高額な判決が続出しています。賠償金、弁護士費用など**最大1加入者あたり3億円/1事故あたり10億円**を補償。企業防衛にお役立ていただけます。
示談、訴訟時の弁護士費用も補償
- 3 自殺や過労死、地震などの天災による使用者責任にも対応!**
お仕事を原因としたうつ病による自殺や過労死、お仕事中に発生した地震などの天災によるケガなどにより会員企業や役員が法律上の賠償責任を負った場合も補償されます。
精神疾患・過労死、熱中症、地震などの天災にも対応

支払限度額 (1会員事業所単位)	1加入者あたり 3億円 / 1事故あたり 10億円			
労働災害関係 高額判決例	判決認容額等	業種	被災内容	判決年
	1億9,869万円	製造	長時間労働による脳内出血で全介助状態	2008年
	1億8,760万円	飲食	過労による脳障害で寝たきり	2010年
	1億6,524万円	製材	玉掛けしていた原木が落下し、1級障害	1994年
制度の仕組み	あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。 ●新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。			
制度の概要	従業員などの加入者(当法人の加入者)が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われます。			
支払われる 保険金の種類	(1)賠償保険金:損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険(共済)、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額 (2)費用保険金:弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用 ●訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。			
保険金が 支払われない 主な場合	●被保険者やその事業場責任者の故意 ●戦争・内乱、核燃料等による災害 ●風土病、職業性疾病(脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます。詳細は30ページ) ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者(当法人の加入者)との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者(当法人の加入者)ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆ 2023年4月1日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。 ●法令に定められた資格を持たない(※)で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害 1. 釣り上げ荷重5t以上のクレーン、デリック 2. 釣り上げ荷重1t以上の移動式クレーン 3. 最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。			
「他保険等 優先払」特約	◆ 2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等(※)がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料(掛け金)を負担している契約のことをいいます。			

使用者賠償責任保険制度の詳細は30ページをご覧ください。

使用者賠償責任保険制度

使用者賠償責任保険制度内容(詳細)

保険種類名	労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）、施設賠償責任保険（特定危険限定補償特約）
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険契約者かつ保険料負担者	あんしん財団
被保険者 (保険の利益を受ける者)	あんしん財団会員である事業主・法人およびその役員 ・会員とは、お客様サービス事業の「加入者サービス規約」に定められた会員に限ります。
補償対象者	あんしん財団加入者（特定保険業上の被保険者）
支払限度額 (1 会員事業所単位)	1 加入者あたり 3 億円 / 1 事故あたり 10 億円 (2014 年 3 月 24 日から 2015 年 3 月 24 日の間に発生した事故の支払限度額は、1 加入者 / 1 事故あたり 2 億円)
保険金支払事由	補償対象者が業務上の事由または通勤途上の災害により被った身体の障害（注）について、被保険者が訴訟等により法律上の賠償責任を負った場合（ただし、「保険金が支払われない場合」を除きます） (注) ケガおよび一部の病気をいい、これらを原因とする後遺障害や死亡を含みます。
支払われる保険金の種類	(1) 賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額 (2) 費用保険金：①弁護士報酬を含む訴訟・和解等の費用 ②示談交渉に要した費用 ③解決のための保険会社への協力費用 ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用 (注 1) ①および②は事前に保険会社の書面による同意を得て支出した費用 (注 2) 保険会社は、必要と認められた場合に被保険者に代って、自己の費用で損害賠償請求の解決にあたるすることができます。 ③は、この場合の協力費用をいいます。
保険金が支払われない主な場合	●次の事由によって生じたケガまたは病気 ・被保険者やその事業場責任者の故意 ・戦争や内乱、核燃料等による災害 ●次に該当するケガまたは病気 ・風土病 ・職業性疾病（注） (注) 労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。ただし、以下の疾病を除きます。 ア. 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓の突然死を含みます）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病 イ. 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病 ウ. 暑熱な場所における業務による熱中症 ※上記ウ. を免責除外とする規定の開始日は 2014 年 3 月 31 日とします。 ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。 ●法令に定められた資格を持たない（※）で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害 1. つり上げ荷重 5t 以上のクレーン、デリック 2. つり上げ荷重 1t 以上の移動式クレーン 3. 最大荷重 1t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー ※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。
「他保険等優先払」特約	◆2023 年 4 月 1 日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等（※）がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 ※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。

■保険契約者(会員)資格について

保険契約者(会員)は中小企業の法人または個人事業主となります。ただし、次のいずれかに該当する場合はご加入になれません。
A. 東京証券取引所「プライム市場」または「スタンダード市場」上場企業
B. 事業を営んでいることを客観的に証明できないとき
C. 法人の設立前の準備期間と解散後の清算期間

D. 個人事業主の開業前の準備期間と廃業後の清算期間
E. 外国に本社のある企業の日本支社
F. 社会通念上、事業として営まれていると評価できない事業
G. 反社会的勢力に該当・関係する事業所または個人

■被保険者(加入者)資格について

保険契約者(会員)の事業に従事する方がご加入いただけます。

●**法人事業所**
その法人の役員、その法人が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）
・役員とは登記された役員を指します。
・役員には、法人事業所から一定の報酬を受けて役員会に出席する等、経営に関与している非常勤役員の方を含みます。

●**個人事業所**
その事業主本人およびその事業に従事する家族、その事業主が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）
・家族とは民法に定める親族関係にある方を指します。
・その事業主本人およびその事業に従事する家族は、他の事業所に雇用されている場合はご加入になれません。

■ご加入にあたっての注意

・ご加入の際には、被保険者(加入者)ご本人の同意が必要です。また、その同意を証するため、「加入申込書」の同意欄に必ず「ご本人がフルネームで署名」してください。被保険者の同意のないままに契約をされた場合、契約は無効となります。
・反社会的勢力に該当・関係する事業所、該当・関係する方はご加入になれません。

・保険契約者資格、被保険者資格を事前に確認させていただきます。
・保険契約者資格、被保険者資格を有しない方がその事実を告げないで加入した場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
・事業所のエリアや業種、当法人による審査結果、その他総合的な判断によりご加入をお断りすることがあります。

■お申込みからご加入までの流れ

1) 本誌の説明とあわせて重要事項説明書の内容をご確認いただいたうえで、お申込みください。
※ご加入時には、保険金をご遺族等に支払うための手続きに関する書類として「就業規則」「労働協約」あるいは当法人所定の「傷害見舞金支払に関する確約書」のいずれかの書類をご提出いただけます。

2) 保険始期の日時(増員日時)は、「加入申込書の記載内容を当法人が確認した日時以降」かつ「加入申込書記載の申込日(告知日)から1ヵ月以内」の日時を、保険契約者と当法人で取り決めます。
3) 保険契約を締結した場合、保険契約者に会員証兼保険証券(増員の場合は変更確認書)を交付します。

■会費について お一人様 月々2,000円(うち保険料1,700円)

●**会費の自動振替**
会費は、指定いただいた預金口座から、当法人が指定した日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に自動振替されます。
※初回会費として、2ヵ月分を口座振替によって払い込むものとします(保険料払込の猶予期間中に保険金の支払事由が発生した

場合で未払保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険金をお支払いしません)。
●**会費の振替口座**
会費の振替口座は、必ず保険契約者(会員)の法人名義の口座または個人事業主名義の口座を指定してください。

■会費の経理処理について

会費の経理処理は下記のとおりです。

	振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	①保険料相当部分(1,700円)は事業主個人の負担となり経費となりません。	事業主貸
	その他の加入者	②保険料相当部分以外(300円)は必要経費。	諸会費等
		全額必要経費	諸会費等

あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

受付時間

9:00～17:30（土・日・祝日および年末年始除く）

ケガをされた場合の
保険金の請求・受付24時間
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ 検索

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガのご連絡
- ケガによる保険金の請求
(死亡・後遺障害・入院・通院・往診)

各種補助金制度に
に関するお問合せ

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金

あんしん財団WELBOXに
に関するお問合せ

あんしん財団 お客様サービス事業部

通話料
無料

0120-157-182

使用者賠償責任保険制度に
に関するお問合せ

あんしん財団 団体保険制度部

通話料
無料

0120-918-235



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入申込(未加入従業員の追加加入) ● 保険契約者(会員)の変更 	通話料 無料 0120-311-816 ☆最寄りの支局につながります。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者の減員、退会(解約) ● 契約更新や会員証に関する照会 	通話料 無料 0120-745-108
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外の変更(事業所所在地などの変更) ● 会費支払(口座振替)に関する照会 	通話料 無料 0120-840-849

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部:〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー <https://www.anshin-zaidan.or.jp/>